

浜田市専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 3 号

浜田市専決規則の一部を改正する規則

浜田市専決規則（平成 17 年浜田市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通専決事項職員の服務に関する事項の表第 1 項を次のように改める。

1 出張	旅行命令及び復命に関すること。	本庁	副市長	部長	課長	※副市長の旅行命令は市長決裁 ※海外出張は市長決裁
			部長	課長	職員	
		支所	副市長	支所長	課長	
			支所長	課長	職員	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。